

令和5・6年度
町営建設工事請負資格審査申請書
提出の手引
〔令和6年2月期 中間受付用〕

目 次

I	資格審査申請書の提出手続等について	1
1	概要	1
2	資格審査を受けることができない者	1
3	競争入札参加資格基準	1
4	資格審査の方法	3
5	町営建設工事請負資格審査申請書の提出期間等	3
6	資格審査結果の通知	6
7	資格者名簿の有効期間	7
8	技術等評価点（主観的事項に係る評価点）の評価項目及び評点	7
II	申請書類の作成等について	9
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1（共通様式））	9
2	競争参加資格希望工種表（様式2-1'）	10
3	営業所一覧表（建設工事）（様式2-2）	11
4	総合評定値通知書の写し	11
5	国税納税証明書	12
6	町税の滞納がないことの証明書（証明願）	12
7	申請に係る委任状（代理人による申請をする場合）	12
8	山田町への申請における追加項目等及びその作成方法	12
	追加項目等一覧	13
III	資格者名簿登載後の手続について	15
1	申請書類記載事項の変更届	15
2	資格の喪失	15
3	資格の取消し	15
4	随時申請	15
5	随時申請の提出方法及び提出先	15
IV	各様式の記載例	16
	様式第4号・様式第5号記載要領	27
	様式第9号記載要領	32
資料	技術職員名簿（様式第6号）記載コード一覧表	39
別紙	経常建設共同企業体協定書記載例	43

I 資格審査申請書の提出手続等について

1 概要

山田町が発注する工事の競争入札に参加するためには、あらかじめ競争入札参加資格基準に係る審査（以下「資格審査」という。）を受け、町営建設工事請負資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載される必要があります。

なお、山田町が発注する工事の工事種別は、次に掲げる 21 業種となります。

- (1) 土木工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気設備工事
- (4) 管設備工事
- (5) 舗装工事
- (6) 鋼橋上部工事
- (7) プレストレスト・コンクリート工事
- (8) 法面処理工事
- (9) 機械設備工事
- (10) 塗装工事
- (11) グラウト工事
- (12) 通信設備工事
- (13) しゅんせつ工事
- (14) 造園工事
- (15) ボーリング工事
- (16) 消防設備工事
- (17) 標識設置工事
- (18) 鋼工作物工事
- (19) 防水工事
- (20) 水道施設工事
- (21) 解体工事

2 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 23 年山田町告示第 26 号）第 10 条第 1 項第 2 号の規定により資格を取り消され、当該取消の日から 3 年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

3 競争入札参加資格基準

資格審査を受けようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 次の表に掲げる競争参加資格希望工種区分（以下「工種区分」という。）に応じ、同表の右欄に定める建設工事の種類について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条の規定による許可を受けている者であること。

※ 希望する工種区分に対応した建設業の許可が必要となります。なお、契約締結権限を営業所等に委任する場合は、当該営業所等が専任の技術者を置く営業所であるとともに、当該営業所等が希望する工種区分に対応した建設業の許可を有している必要があります。

競争参加資格希望工種区分		建設工事の種類（建設業の許可業種）
コード	工種名	
01	土木工事	土木一式工事
02	建築一式工事	建築一式工事
03	電気設備工事	電気工事
04	管設備工事	管工事
05	舗装工事	舗装工事
06	鋼橋上部工事	鋼構造物工事
07	プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事
08	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
09	機械設備工事	機械器具設置工事又は鋼構造物工事
10	塗装工事	塗装工事
11	グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
12	通信設備工事	電気通信工事
13	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
14	造園工事	造園工事
15	ボーリング工事	さく井工事又はとび・土工・コンクリート工事
16	消防設備工事	消防施設工事
17	標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事
18	鋼工作物工事	鋼構造物工事
19	防水工事	防水工事
20	水道施設工事	水道施設工事
21	解体工事	解体工事

備考

法面処理工事 モルタル吹き付け、種子吹き付け、樹脂吹き付け等の工事をいう。

機械設備工事 機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（水閘門、エレベーター等の設備）をいう。

塗 装 工 事 建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装をいう。

通信設備工事 電話交換機械設備及び電光式道路情報板設置工事を含む。

鋼工作物工事 鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等）をいう。

防 水 工 事 建物防水をいう。

(2) 法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査の審査基準日が、**令和 4 年 10 月 1 日以降**となる総合評定値通知書を有する者であること。

(3) 希望する工種区分の完成工事高があること。

※ 完成工事高が「0」で経営事項審査を受けた工種区分については、申請することはできません。

(4) 国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）及び山田町税について、未納がないこと。

(5) 法律で義務付けられている社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のことをいう。以下同じ。）への加入がなされていること。

(6) 工事現場ごとに、法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を専任で配置することができる者であること。

(7) 中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体（以下「**経常建設共同企業体**」という。）にあっては、次に掲げる要件全てに該当する者であること。

- ア 構成員は、資格審査の結果、希望する工種区分の資格者に認定される者であること。
- イ 構成員は、5者以内であること。
- ウ 工種区分が同一のものについて、他の経常建設共同企業体の構成員となっていないこと。

4 資格審査の方法

資格審査は、次に掲げる事項について行います。

(1) 客観的事項

経営事項審査の結果における総合評定値

(2) 主観的事項 (山田町内に主たる営業所を有する者の「土木工事」「建築一式工事」及び「水道施設工事」に適用)

- ア 工事成績
- イ 災害緊急時の対応協力
- ウ 地域貢献活動
- エ 消防団員の雇用
- オ 行政への協力体制
- カ 障がい者の雇用
- キ 建設業従事職員数
- ク 新規学卒者の継続雇用
- ケ 保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主の登録
- コ 岩手県優良県営建設工事表彰等の受賞
- サ 建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録
- シ 指名停止措置
- ス 指名停止等措置基準による文書警告
- セ 町営建設工事請負資格の取消し
- ソ その他町長が必要と認める事項

5 町営建設工事請負資格審査申請書の提出期間等

(1) 提出期間

令和6年2月1日（木）から令和6年2月29日（木）17時まで

※この期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 提出書類（全ての申請者において共通）

申請に当たっての提出書類は、次の表のとおりとなります。記載方法等の詳細については、「II 申請書類の作成等について」及び「IV 各様式の記載例」を参照してください。

番号	提出書類	提出対象	○：必須 △：該当者のみ 注意事項
1	A4版紙製フラットファイル（色は任意）	○	以下の書類を番号順にファイルにとじてください。
2	様式1（共通様式） 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 <u>※ 2枚に分かれています。</u>	○	行政書士等が代理申請する場合は、申請者（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状（任意様式）を添付してください。
3	様式2-1' 競争参加資格希望工種表	○	「②資格審査希望工種区分」の「工種名」及び「コード」に記載する内容は、3(1)の表を参照してください。
4	様式2-2 営業所一覧表	△	契約締結権限を営業所等に委任しない場合は提出不要です。

5	様式第1号 委任状 (岩手県様式準用可)	△	契約締結権限を支店長・営業所長等の代理人に委任する場合に提出してください。なお、委任に当たっては、委任先が3(1)の条件を満たしていること及び本様式に記載されている委任事項全てを代理人に委任することが必要です。
6	様式第2号 使用印鑑届	△	次のいずれかに該当する場合は提出してください。 ・入札、契約の締結等に使用する印鑑が実印(印鑑証明書の登録印)と異なる場合 ・委任状(様式第1号)を提出する場合
7	印鑑証明書(写し可) ※ 申請日から3か月以内のもの	○	法人 本店所在地を管轄する法務局が発行したもの 個人 住民登録地の市区町村が発行したもの
8	総合評定値通知書の写し ※ <u>審査基準日が令和4年10月1日以降で、申請日時点で最新のものを提出すること</u>	○	申請日現在において、総合評定値を請求中であることにより提出できない場合は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書」「総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出してください。ただし、総合評定値通知書が交付されたならば、直ちにその写しを提出してください。
9	社会保険等の加入を確認できる書類 ※ 総合評定値通知書において、社会保険等の一部又は全部の加入状況が「無」となっている場合にのみ提出すること	△	提出する書類については、11ページのII 4(3)を参照してください。
10	国税納税証明書(写し可) ※ 申請日から3か月以内のもの	○	法人 納税証明書 その3の3 個人 納税証明書 その3の2
11	町税の滞納がないことの証明書(証明願) ※ 申請日から3か月以内のもの。 <u>山田町に納税義務がある申請者は、必ず提出すること。</u>	△	法人の代表者が山田町内に住所を有する場合には、法人分に加え代表者個人分についても証明を受けて提出してください。 <u>※ 山田町内に営業所を有する申請者は必ず提出してください。</u>
12	様式第4号 工事経歴書 (岩手県様式準用可)	△	「機械設備工事」「グラウト工事」「ボーリング工事」「標識設置工事」「鋼工作物工事」のいずれかの工種区分を申請する場合(当該工種区分の完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。)に作成してください。詳細は、27ページの「様式第4号・様式第5号記載要領」を参照してください。
13	様式第5号 希望する工種区分の直前2年間(3年間)の年間平均完成工事高 (岩手県様式準用可)	△	
14	様式第6号 技術職員名簿 (岩手県様式準用可)	○	記載するコードは、39ページから42ページの「技術職員名簿(様式第6号)記載コード一覧表」を参照してください。

15	専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し	○	建設業許可申請の際に許可行政庁に提出した専任技術者証明書（様式第8号）又は専任技術者一覧表（別紙四）の写し
16	様式第7号 アスファルトプラント保有状況調書	△	「舗装工事」の申請者で、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、釜石市又は大槌町に稼働中のアスファルトプラントを保有している場合に提出してください。
17	様式第8号 経営規模等総括表	△	申請者が経常建設共同企業体、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する協業組合又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合である場合に提出してください。
18	協定書の写し	△	申請者が経常建設共同企業体である場合に提出してください。
19	様式第9号 資本関係・人的関係調書	○	<u>資本関係・人的関係の該当がない場合でも必ず作成してください。</u> 該当有となる基準については、32ページの「様式第9号記載要領」を参照してください。
20	様式第10号 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書	○	<u>必ず本町の様式をお使いください。</u> 提出がない場合又は本町の様式以外の様式で作成した場合は申請を受け付けません。
21	提出書類チェックリスト（No.1、No.2）	○	チェック済みのチェックリストは、審査結果送付用封筒を入れた「クリアポケット」等の次ページにとじてください。
22	宛先を明記した <u>審査結果送付用封筒</u> ※ 84円切手を貼付けすること	○	受付を行った旨の通知が別途必要な場合は、受付証（任意様式、申請者作成）及び受付証返信用封筒（84円切手を貼付けしたもの）若しくは官製はがきを使用した受付証（任意様式）を併せてご提出ください。

(3) 提出書類（技術等評価点の対象者のみ）

次の表に掲げる提出書類は、8の技術等評価点の評点のため、山田町内に主たる営業所を有し、「土木工事」「建築一式工事」「水道施設工事」のいずれかの工種区分を希望する申請者が提出する書類となります。

番号	提出書類	提出対象	○：必須 △：該当者のみ 注意事項
23	様式第11号 災害緊急時活動実施報告書（岩手県様式準用可）	△	関係機関からの証明を受けてください。
24	様式第12号 地域貢献活動実施報告書（岩手県様式準用可）	△	町様式を使用する場合は、関係機関からの証明を受けてください。 また、確認資料として、実施内容がわかる書類、写真等を添付してください。
25	様式第13号 消防団員雇用状況確認書（岩手県様式準用可）	△	消防団員を雇用している場合は、所属消防団長の証明を受けてください。

26	障がい者の雇用を証明する書類	△	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき障がい者の雇用を義務付けられている場合は、令和5年に公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（令和5年6月1日現在）。 上記以外の場合は、対象者の障害者手帳等の写し及び雇用状況を証明する書類（健康保険証等の写し）。
27	様式第14号 建設業従事職員名簿	○	
28	新規学卒者の雇用状況を確認できる書類	△	27の建設業従事職員名簿に記載した従事職員の中に8(8)の「新規学卒者の継続雇用」の対象者がいる場合は、対象者の卒業（修了）証書又は卒業（修了）証明書の写し及び雇用状況を証明する書類（健康保険証等の写し）を提出してください。
29	保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主の登録を証明する書類の写し	△	保護観察所が発行する協力雇用主登録証明書の写し（最新のもの）
30	岩手県優良県営建設工事表彰等の受賞を証明する書類の写し	△	平成30年度から令和4年度の間を受けた表彰が対象です。対象となる表彰については、8(10)を参照してください。
31	建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録が確認できる書類	△	確認できる書類の例（いずれか1種類で可） 事業者ログイン画面の写し、事業者登録の完了メールの写し、事業者登録完了のお知らせ（はがき）の写し等

(4) 申請書の提出に当たっての注意事項

ア 提出書類は、A4版紙製フラットファイル（色は任意）にとじ込みの上、表紙及び背表紙に「商号又は名称」を記入してください。ただし、(2)の表中22の審査結果送付用封筒（受付証も含む。）は、「クリアポケット」等の透明・袋状のシートに入れ、提出書類の一番上にとじてください。

イ 提出書類は、(2)及び(3)の表の中で準用可としているものに限り、岩手県様式を使用できるものとします。

ウ 提出書類に押印する印鑑については、委任状（様式第1号）及び使用印鑑届（様式第2号）の使用印欄を除き、全て実印（印鑑証明書の登録印）としてください。

(5) 申請書の提出先、問い合わせ先

ア 提出先 山田町役場 財政課 入札管理係

イ 所在地 〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

ウ 電話番号 0193-82-3111（内線427、428）

(6) 提出方法

直接持参又は送付とします。送付の場合は、提出期間内に必着とします。

(7) 提出部数

提出部数は、1部とします。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、令和6年6月下旬頃（予定）に文書で通知します。

7 資格者名簿の有効期間

今回の申請による資格者名簿の有効期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までの1年間の予定です。

8 技術等評価点（主観的事項に係る評価点）の評価項目及び評点

この項目は、山田町内に主たる営業所を有する者の「土木工事」「建築一式工事」及び「水道施設工事」に適用されます。評価を受けるために必要な提出書類については、5(3)の表及びⅡ8の追加項目等一覧表を参照してください。

評価項目	評点
(1) 工事成績評点 平成30年度から令和4年度までの山田町発注工事の工事成績を用いて算定する。	-468点～ 210点
(2) 災害緊急時の対応協力 災害緊急時の対応に協力した場合は、1件につき10点加点する。ただし、20点を上限とする。 <u>(令和3年度又は令和4年度)</u>	10点又は 20点
(3) 地域貢献活動 次に該当する活動等を行った場合は、1件につき2点加点する。ただし、15点を上限とする。 <u>(令和3年度又は令和4年度)</u> ア 地域の社会資本の現況把握（道路清掃等環境保全、環境美化等） イ 地域への技術力の還元（公共施設の整備又は修復、除雪（除排雪委託契約によらないものに限る。）等） ウ その他地域貢献活動（町内会行事支援、交通安全活動協力、地域イベント支援等）	2点～15点
(4) 消防団員の雇用 <u>令和6年1月31日</u> において、消防団員に任命されている者を雇用している場合は、1人につき5点加点する。ただし、15点を上限とする。	5点～15点
(5) 行政への協力体制 <u>令和6年1月31日</u> において、山田町と除排雪に係る委託契約を締結している場合は、20点加点する。ただし、滑り止めの砂の補充のみを内容とした委託契約は対象外とする。	20点
(6) 障がい者の雇用 <u>令和6年1月31日</u> において、障がい者を雇用している場合は、10点加点する。ただし、代表者その他役員は対象外とする。	10点
(7) 建設業従事職員数 <u>令和6年1月31日</u> において、建設業に従事する職員を雇用している場合（法人にあっては、常勤の役員（監査役を除く。）及び雇用期間を限定することなく常時雇用されている職員、個人にあっては、事業主及び雇用期間を限定することなく常時雇用されている職員。ただし、(8)に該当する者を除く。）は、1人につき1点加点する。ただし、20点を上限とする。	1点～20点
(8) 新規学卒者の継続雇用 次のいずれかに該当する者を <u>令和4年2月1日から令和6年1月31日</u> までの間に雇用し、 <u>令和6年1月31日</u> まで継続して常時雇用している場合は、1人につき5点加点する。ただし、15点を上限とする。 ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部若しくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業後3年以内の者	5点～15点

次ページへ続く

イ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を修了後 3 年以内の者	
(9) 保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主の登録 <u>令和 6 年 1 月 31 日</u> において、保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主として登録している場合は、5 点加点する。	5 点
(10) 岩手県優良県営建設工事表彰等の受賞 <u>平成 30 年度から令和 4 年度</u> において、次のいずれかの表彰を受けている場合は、その内容に応じて 1 回当たり次の点数を加点する。ただし、20 点を上限とする。 ア 優良県営建設工事表彰（岩手県） 6 点 イ 優良下請負企業表彰（岩手県） 5 点 ウ 優秀建設施工者岩手県知事表彰の受賞者を雇用している場合 6 点 エ 東北地方工事安全施工推進大会の優良企業（現場代理人）表彰 6 点	5 点～20 点
(11) 建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録 <u>令和 6 年 1 月 31 日</u> において、建設キャリアアップシステム（CCUS）の事業者登録をしている場合は、10 点加点する。	10 点
(12) 指名停止措置 山田町から指名停止措置を受けた場合は、指名停止の月数に 10 点を乗じて得た点数を減点する。 <u>（令和 4 年度又は令和 5 年度）</u>	指名停止月数 ×（-10）点
(13) 指名停止等措置基準による文書警告 山田町から指名停止等措置基準による文書警告を受けた場合は、その件数に 10 点を乗じた点数を減点する。 <u>（令和 4 年度又は令和 5 年度）</u>	文書警告件数 ×（-10）点
(14) 町営建設工事請負資格の取消し 町営建設工事請負（入札参加）資格の取消しを受けた場合は、50 点減点する。 <u>（令和 4 年度又は令和 5 年度）</u>	-50 点

II 申請書類の作成等について

申請書類の記載事項の基準日については、特筆がない限りは直近の経営事項審査の審査基準日としてください。

1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1（共通様式））

- (1) 英数字については、半角で入力してください。
- (2) 様式中「※」と記載されている項目については、何も記載しないでください。
- (3) 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載してください。
 なお、「新規」とは、山田町に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請をしたことがあっても前回の申請を行っていない場合をいいます。
- (4) 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けている場合に、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載してください（登記事項証明書に記載されている「会社法人等番号」とは異なります）。なお、個人事業者等で法人番号がない場合には記載を要しません。
- (5) 「03 業者コード」欄については、記載を要しません。
- (6) 「05 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評価値通知書（法第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。以下同じ。）から転記してください。
- (7) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合である場合に、経済産業局長又は沖縄総合事務局が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- (8) 「09 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、次の表の略号を用いてください。
 なお、この表の区分に該当しない法人については、本様式上の略号を記載する（ ）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

- (9) 「11 代表者氏名」欄において、ミドルネームを持つ方については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載してください。この方法によることができない場合は、全てを「姓」欄に記載してください。
 なお、本様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載してください。
- (10) 「12 本社（店）電話番号」欄及び「16 担当者電話番号」欄における市外局番、市内局番及び番号については、（ ）を用いずに数字のみを記載してください。内線番号欄は、該当がある場合に記載してください。なお、ファックス番号がある場合は、12欄の欄外右側に追加で記載をお願いします。
- (11) 「17 担当者メールアドレス」欄については、山田町からの種々の連絡に対応できるEメールアドレスを記載してください。アドレスがない場合は記載不要です。
- (12) 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士等が委任を受けて代理申請する場合に記載してください。なお、従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、本欄への記載は不要です。

(13) 「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）である場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[] 内に外国名を、() 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載してください。

なお、「3 日本国籍会社」（外資比率：100%）とは100パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

(14) 「20 営業年数」欄には、申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数（1年未満切り捨て）を記載してください。なお、申請者が経常建設共同企業体の場合は、各構成員の平均年数を記載してください。

また、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合は、「営業年数」欄の右欄に合併等後の年数及び月数を記載してください。

(15) 「21 常勤職員の人数（人）」欄については、次により記載してください。

ア 「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、直近の経営事項審査の審査基準日の直前の営業年度の終了日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら建設業に従事している職員の人数を記入してください。

イ 「③ その他の職員」欄には、ア以外の職員数で法人にあっては常勤役員の数を含めた人数を、個人にあっては事業主を含めた人数をそれぞれ記載してください。

ウ 「④ 計」欄には、①～③の合計人数を記入してください。

エ 「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の人数を内数で記載してください。

(16) 「22 設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書に記載の設立年月日を記載してください。なお、個人事業者の場合は記載不要です。

(17) 「23 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）に当たる場合に「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載してください。これらに該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載してください。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

2 競争参加資格希望工種表（様式2-1'）

(1) 「24 建設工事の許可業種等」の「① 建設工事の許可業種区分」欄の「許可状況」欄については、法第3条第1項の国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けている業種（法別表第1による業種区分）について「○」を記載してください。また、「許可区分」欄については、法第3条第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（**一般建設業の許可**）を受けている場合には「1」を、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可（**特定建設業の許可**）を受けている場合には「2」を記載してください。

(2) 「② 資格審査希望工種区分」欄については、I 3(1)の表の工種区分のうち、登録を希望する工種名を「工種名」欄に、当該希望工種のコードを「コード」欄に記載してください。

(3) 「③ 年間平均完成工事高」欄には、上記の資格審査希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載してください。原則として、総合評定値通知書における完成工事高の数値を工種ごとに記載することとなります。ただし、「機械設備工事」「グラウト工事」「ボーリング工事」「標識設置工事」「鋼工作物工事」のいずれかの工種を希望する場合で、当該工種の完成工事高が総合評定値通知書の数値と単純対応していない場合は、希望する工種区分の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高（様式第5号）で計算した数値を記載してください。

なお、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）

を含めた完成工事高を、経常建設共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を記載してください。

3 営業所一覧表（建設工事）（様式2-2）

- (1) この様式は、申請日現在の情報で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。なお、営業所にファックス番号がある場合は、余白部分に追加で記載をお願いします。

契約締結権限を営業所等に委任しない場合は、本様式は作成不要です。

- (2) 「営業区域コード」については、下記のコードとします。様式内の本項目の内容を変更しないでください。

コード	営業区域
01	山田町全域

- (3) 営業所等が保有する建設業許可業種について、一般建設業の許可を受けている場合には「1」を、特定建設業の許可を受けている場合には「2」を記載してください。

4 総合評定値通知書の写し

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に定める別記様式第25号の15による通知書の写しです。全ての申請者が提出の対象となります。

総合評定値通知書の内容は、社会保険等の加入の有無の状況がいずれも「有」又は「適用除外」となっていることが必要です。ただし、当該通知書において社会保険等の加入状況が「無」であった後に加入状況が「有」又は「適用除外」となった場合は、(3)に掲げる当該事実を証明する資料を併せて提出してください。

その他の注意事項については、次のとおりです。

- (1) 審査基準日が令和4年10月1日以降で、申請日時点で最新のものを提出してください。
- (2) 許可行政庁に対し総合評定値を請求済みであるものの、申請書の提出期限までに提出できない場合は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書」「総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出してください。ただし、総合評定値通知書を受けたならば、直ちにその写しを提出してください。
- (3) 社会保険等の加入状況が「無」となっている場合の「有」又は「適用除外」の事実を証明する書類は、次のとおりとします。なお、当該書類のうち、領収書については「口座振替通知書」「納入証明書」等、払い込み状況を確認できるその他の書類に代えることができます。

ア 雇用保険については、次のいずれかの書類の写し

(ア) 労働（雇用）保険の保険料申告書及び直近1回（期）分の領収書

(イ) 事務組合発行の保険料納入通知書及び直近1回分の領収書

イ 健康保険及び厚生年金保険については、次のいずれかの書類の写し

(ア) 日本年金機構の年金事務所発行の保険料の直近1回分の領収書

(イ) 健康保険組合の保険料の直近1回分の領収書及び厚生年金保険の領収書

ウ 社会保険等の加入義務がない場合は、社会保険等の加入義務がないことの届出書（様式第3号）

※ 最近になって初めて社会保険等に加入した場合には、当該保険の種類に応じ、次に掲げる書類の写しを提出してください。

エ 雇用保険については、雇用保険適用事業所設置届の事業主控え

オ 健康保険及び厚生年金保険については、健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控え

なお、社会保険等に関する相談は、雇用保険については最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へ、健康保険及び厚生年金保険については最寄りの年金事務所へお願いします。

5 国税納税証明書

国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）に係る納税証明書で、申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。(写し可。全ての申請者が提出の対象となります。)

【法人の場合】 納税証明書（その3の3）

【個人事業者の場合】 納税証明書（その3の2）

6 町税の滞納がないことの証明書（証明願）

山田町に納付すべき町税に係る納税証明書となります。申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。

この書類は、山田町に納税義務がある申請者が提出の対象となります。山田町内に営業所を有する申請者は必ず提出してください。なお、法人の代表者の住所が山田町内にある場合は、代表者個人分についても証明を受けて提出してください。

様式は「証明願」を使用し、「証明願」及び「税証明交付申請書」に必要事項を記入した上で、山田町役場税務課で証明（発行）を受けてください。

7 申請に係る委任状（代理人による申請をする場合）

行政書士等の代理人により申請する場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状（正本、任意様式）を提出してください。自社の従業員が持参して提出する場合は、この書類の作成は不要です。

なお、本委任状の要件は以下のとおりです。

- (1) 委任状の日付が申請から3か月以内のものであること
- (2) 委任の範囲が具体的に記載してあること (ただし、資格審査結果通知書の受領の権限を委任することはできません。)
- (3) 受任者が行政書士の場合は、登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること
- (4) 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

8 山田町への申請における追加項目等及びその作成方法

山田町において、独自に追加する項目及び添付資料については、次ページの追加項目等一覧のとおりです。各書類の記載内容及び添付資料等については、16ページ以降の記載例をそれぞれ参照してください。

追加項目等一覧(岩手県山田町)

①追加する項目						
番号	項目名	項目の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	工事経歴書(様式第4号)	「機械設備工事」「グラウト工事」「ボーリング工事」「標識設置工事」「鋼工作物工事」のいずれかの工種区分を申請する場合(当該工種区分の完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。)に本様式を作成すること。(岩手県様式第3号準用可)	○	○	当該工種区分の施工実績の有無を確認するため	作成に当たっては、27ページの「様式第4号・様式第5号記載要領」を参照すること。 その他の工種区分については、本様式の作成を不要とする。
2	希望する工種区分の直前2年間(3年間)の年間平均完成工事高(様式第5号)	「機械設備工事」「グラウト工事」「ボーリング工事」「標識設置工事」「鋼工作物工事」のいずれかの工種区分を申請する場合(当該工種区分の完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。)に本様式を作成すること。(岩手県様式第4号準用可)	○	○	当該工種区分の施工実績の有無を確認するため	作成に当たっては、27ページの「様式第4号・様式第5号記載要領」を参照すること。 その他の工種区分のみを申請する場合は、本様式の作成を不要とする。
3	技術職員名簿(様式第6号)	主任技術者又は監理技術者となる資格を有する技術者を本様式に取りまとめること。(岩手県様式第5号準用可)	○	○	希望工種区分に専任で配置可能な主任技術者又は監理技術者の在籍状況を確認するため	全ての申請者が提出すること。
4	経営規模等総括表(様式第8号)	経常建設共同企業体、協業組合又は事業協同組合が申請する場合に、各構成員の経営規模を本様式に取りまとめること。	○		共同企業体等の経営規模を把握するため	共同企業体等でない者は、提出不要とする。
5	共同企業体協定書	経常建設共同企業体を結成して申請する場合には、結成を証する共同企業体協定書の写しを提出すること。	○		経常建設共同企業体の結成状況を確認するため	経常建設共同企業体でない者は、提出不要とする。
6	災害緊急時活動実施報告書(様式第11号)	令和3年度又は令和4年度に、災害緊急時における巡回パトロール、援助、救援活動、応急復旧工事等への対応に協力した場合には、本様式に関係機関からの証明を受けた上で提出すること。(岩手県様式第7号準用可)	○	○	技術等評価点の加点要件の審査のため	技術等評価点の対象者のみが提出対象となる。ただし、該当する活動実績がない場合は提出不要とする。
7	地域貢献活動実施報告書(様式第12号)	令和3年度又は令和4年度に、①対価を伴わない自主的非営利活動、②企業としての取組、③具体的な活動実績及び④活動内容の客観的検証の「基本4要件」を満たす地域貢献活動を実施している場合には、本様式に関係機関から証明を受けた上で提出すること。(岩手県様式第8号準用可)	○	○	技術等評価点の加点要件の審査のため	技術等評価点の対象者のみが提出対象となる。ただし、該当する活動実績がない場合は提出不要とする。
8	消防団員雇用状況確認書(様式第13号)	令和6年1月31日において、消防団員に任命されている者を雇用している場合(代表者、役員等を含む。)は、本様式に所属消防団長から証明を受けた上で提出すること。(岩手県様式第9号準用可)	○	○	技術等評価点の加点要件の審査のため	技術等評価点の対象者のみが提出対象となる。ただし、消防団員を雇用していない場合は提出不要とする。
9	障がい者の雇用関係	令和6年1月31日において、障がい者を常時雇用している場合は、次の区分に応じた書類を提出すること。ただし、代表者その他役員は対象外とする。 (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の雇用を義務付けられている場合 令和5年に公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書(令和5年6月1日現在) (2) 上記以外の場合 対象者の障害者手帳等の写し及び雇用状況を証明する書類(健康保険証等の写し)	○	○	技術等評価点の加点要件の審査のため	技術等評価点の対象者のみが提出対象となる。ただし、対象者を雇用していない場合は提出不要とする。
10	建設業従事職員名簿(様式第14号)	令和6年1月31日における建設業に従事する職員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者。法人にあつては常勤の役員を、個人にあつてはその事業主を含む。)を本様式に取りまとめること。	○	○	技術等評価点の加点要件の審査のため	技術等評価点の対象者は必ず提出すること。作成に当たっては、様式内の「留意点」を確認すること。
11	新規学卒者の継続雇用関係	「新規学卒者の継続雇用」の加点対象者を令和6年1月31日まで継続して常時雇用している場合は、対象者の卒業(修了)証書又は卒業(修了)証明書の写し及び雇用状況を証明する書類(健康保険証等の写し)を提出すること。	○	○	技術等評価点の加点要件の審査のため	技術等評価点の対象者のみが提出対象となる。ただし、対象者を雇用していない場合は提出不要とする。

12	保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主の登録	令和6年1月31日において、保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主として登録している場合は、保護観察所が発行する協力雇用主登録証明書の写し(最新のものを)を提出すること。	○	○	技術等評価点の加点要件の審査のため	技術等評価点の対象者のみが提出対象となる。ただし、登録がない場合は提出不要とする。
13	岩手県優良県営建設工事表彰等の受賞	平成30年度から令和4年度の間において、次のいずれかの表彰を受けている場合には、当該表彰を証明する書面の写しを提出すること。 (1) 優良県営建設工事表彰(岩手県) (2) 優良下請負企業表彰(岩手県) (3) 現在雇用している従業員に係る優秀建設施工者岩手県知事表彰 (4) 東北地方工事安全施工推進大会の優良企業(現場代理人)表彰	○	○	技術等評価点の加点要件の審査のため	技術等評価点の対象者のみが提出対象となる。ただし、該当がない場合は提出不要とする。
14	建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録	令和6年1月31日において、建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録を行っている場合は、事業者登録が確認できる書類1種類を提出すること。 例:事業者ログイン画面の写し、事業者登録の完了メールの写し、事業者登録の完了のお知らせ(はがき)の写し等	○	○	技術等評価点の加点要件の審査のため	技術等評価点の対象者のみが提出対象となる。ただし、登録をしていない場合は提出不要とする。

②追加する添付資料						
番号	添付資料名	添付資料の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	委任状(様式第1号)	契約締結権限を代表者から営業所一覧表(様式2-2)に記載した営業所等の代理人に委任する場合に、本様式を作成すること。	○	○	支店・営業所等の契約締結権限を確認するため	契約締結権限を委任しない場合は提出不要とする。なお、複数の代理人への委任は認めない。
2	使用印鑑届(様式第2号)	登録印(実印)と契約書等に押印する使用印が異なる場合は本様式を作成すること。 委任状(様式第1号)を提出する場合は、必ず提出すること。	○	○	契約書等使用印の印影を確認するため	契約締結権限を委任しない場合かつ登録印(実印)を使用する場合は提出不要とする。
3	印鑑証明書	法人の場合は、本店所在地を管轄する法務局で発行されたもの。 個人事業者の場合は、住民登録地の市区町村で発行されたもの。	○	○	契約書等使用印の印影を確認するため	全ての申請者が提出すること。提出する証明書は、申請日より3か月前に発行されたもの(写し可)とすること。
4	専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し	建設業許可の許可行政庁に提出している専任技術者証明書(様式第8号)又は専任技術者一覧表(別紙四)の写し	○	○	営業所の専任技術者の配置状況を確認するため	全ての申請者が提出すること。
5	アスファルトプラント保有状況調査書(様式第7号)	「舗装工事」の申請者で、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、釜石市又は大槌町に稼働中のアスファルトプラントを保有している場合は、本様式を提出すること。	○	○	山田町周辺での稼働アスファルトプラント保有状況を確認するため	所有形態に応じ、様式内の備考欄に記載の確認書類を添付すること。 該当がない場合は提出不要とする。
6	資本関係・人的関係調書(様式第9号)	一定の資本関係・人的関係に該当する者の有無についての調書	○	○	山田町に入札参加資格審査申請をしている他の者との一定の資本関係・人的関係の有無を確認するため	該当がない場合でも全ての申請者が必ず提出すること。 作成に当たっては、32ページの「様式第9号記載要領」を参照すること。
7	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(様式第10号)	申請者が暴力団等に該当しないことについての誓約書	○	○	山田町暴力団排除条例(平成25年山田町条例第8号)に基づき、申請者が暴力団等に該当しないことを確認するため	本町の様式を必ず使用するとともに、全ての申請者が必ず提出すること。提出がない場合又は他自治体の様式を使用した場合は、申請を受け付けない。

Ⅲ 資格者名簿登載後の手続について

1 申請書類記載事項の変更届

申請書類の提出後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式第 15 号）を町長に提出してください。変更届の記載例及び必要となる添付書類の例は、38 ページを参照してください。

- (1) 所在地、電話番号等を変更した場合
- (2) 商号又は名称、代表者又は受任者等を変更した場合
- (3) 技術職員名簿（様式第 6 号）の記載事項に変更があった場合
- (4) 法に基づく許可の取消し又は許可換えを受けた場合
- (5) 資本関係・人的関係に変更があった場合
- (6) 廃業した場合

2 資格の喪失

資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、資格が失われます。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する場合
- (2) 法第 3 条第 3 項の規定により建設業の許可の効力を失った場合
- (3) 法第 29 条又は第 29 条の 2 の規定により建設業の許可を取り消された場合

3 資格の取消し

資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、町長は、山田町営建設工事請負資格審査委員会の意見を聴いた上で資格を取り消すことがあります。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定のいずれかに該当する場合
- (2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定により逮捕された場合又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると認められた場合
- (3) I 2 (3) に該当する者であることが判明した場合で極めて悪質であると認められた場合
- (4) 資格審査申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった場合で悪質であると認められた場合

4 随時申請

申請者が次の各号のいずれかに該当し、資格者名簿への登載を希望する場合には、その理由が生じた都度資格審査を受けることができます。

- (1) 資格者名簿に登載されている者から営業又は事業の全部又は一部を継承した場合
- (2) 2 (2) 又は (3) の理由により資格を失い、新たに法の規定による建設業の許可を受けた場合
- (3) 3 (1)、(3) 又は (4) の理由により資格を取り消された場合において、当該取り消された資格者名簿の有効期間が満了した場合又は 3 (2) により資格の取り消された日から 3 年を経過した場合
- (4) 営業又は事業の一部を譲渡した場合
- (5) 会社分割をした場合
- (6) 経常建設共同企業体を結成しようとする場合

5 随時申請の提出方法及び提出先

- (1) 提出方法 直接持参又は送付（提出について事前に連絡すること。）
- (2) 提出先 I 5 (5) の「申請書類の提出先」と同じ。

IV 各様式の記載例

記載例（様式1（共通様式））1枚目

様式1（共通様式）

01	<input type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 更新	02 受付番号※		04 法人番号	1234567890123			06 適格組合証明	取得年月日	年	月	日
		03 業者コード		05 建設業許可番号	2	-	123456	番号				

業者コードは記載不要です。

注) 05については建設工事に係る競争について申請する場合に記入する。

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書

令和6年度に 山田町 で行われる入札に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 6 年 2 月 〇〇 日

山田町長 殿

07	本社(店)郵便番号	<u>028</u> - <u>1341</u>
08	本社(店)住所	都道府県 <u>岩手県</u> 市区町村 <u>下閉伊郡山田町</u> 町名番地 <u>八幡町3番20号</u>
09	フリガナ 商号又は名称	略号 <u>ヤマダケンセツ</u> <input type="radio"/> 株 <u>山田建設</u>
10	代表者役職	<u>代表取締役</u>
11	フリガナ 代表者氏名	セイ： <u>ヤマダ</u> メイ： <u>タロウ</u> 姓： <u>山田</u> 名： <u>太郎</u>
12	本社(店)電話番号	<u>0193</u> - <u>82</u> - <u>3111</u>
13	担当者	部署名(所属名) <u>総務部</u> 役職名 <u>総務部</u> セイ： <u>ヤマダ</u> メイ： <u>ジロウ</u> 姓： <u>山田</u> 名： <u>二郎</u>
14	担当者郵便番号	<u>028</u> - <u>1371</u>
15	担当者住所	都道府県 <u>岩手県</u> 市区町村 <u>下閉伊郡山田町</u> 町名番地 <u>船越第6地割52番地8</u>
16	担当者電話番号	<u>0193</u> - <u>84</u> - <u>3232</u> (内線番号 <u>123</u>)
17	担当者メールアドレス	<u>yamada_funakoshi</u> @ <u>tantousya.jp</u>

法人の種類が商号の後ろにつく場合（例：山田建設株式会社）でも、商号のみの記載で差し支えありません。法人の種類は、略号欄で選択してください。

様式1（共通様式）への押印は不要とします。

ファックス番号がある場合、余白部分に記載をお願いします。

FAX：0193-82-4989

※本社(店)と同じ場合には、郵便番号欄を空欄とし、住所欄に「本社と同じ」と記載

※本社(店)と同じ場合には、「本社と同じ」と記載

記載例（様式1（共通様式）2枚目）

(18 代理申請時使用欄)

18 申請代理人氏名

セイ： メイ：
 姓： 名： 行政書士登録番号

郵便番号 -

住所

電話番号 - -

メールアドレス @

19 外資状況

<input checked="" type="radio"/> 1 外資なし	<input type="checkbox"/> 2 外国籍会社 [国名： <input type="text"/>]	<input type="checkbox"/> 3 日本国籍会社 [国名： <input type="text"/>] (外資比率：100%)	<input type="checkbox"/> 4 日本国籍会社 [国名： <input type="text"/>] (外資比率： <input type="text"/> %)	<input type="checkbox"/> 4 日本国籍会社 [国名： <input type="text"/>] (外資比率： <input type="text"/> %)
---	--	--	---	---

20 営業年数 年 (合併等後 年 ヶ月)
 ↑ 建設工事の競争入札参加資格申請において、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合に記載。

21 常勤職員の数(人)

①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④合計	⑤役職員等(④の内数)
<input type="text" value="20"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="30"/>	<input type="text" value="80"/>	<input type="text" value="3"/>

22 設立年月日(和暦) 年 月 日

23 みなし大企業 下記のいずれかに該当する 該当しない

18欄は、行政書士等が代理で申請書を提出する場合にのみ記載してください。自社の社員が提出する場合は、記載不要です。

※欄については、記載しないこと。

この様式も忘れずに印刷してください。

様式2-1'（競争参加資格希望工種表）

※受付番号

※業者コード

1 / 1

競争参加資格希望工種表

① 建設工事の許可業種区分			
番号	許可状況 (○を記載)	業種	許可区分
01	○	土木一式工事	2
02	○	建築一式工事	1
03		大工工事	
04		左官工事	
05	○	とび・土工・コンクリート工事	2
06		石工事	
07		屋根工事	
08		電気工事	
09		管工事	
10		タイル・れんが・ブロック工事	
11	○	鋼構造物工事	2
12		鉄筋工事	
13	○	舗装工事	1
14	○	しゅんせつ工事	1
15		板金工事	
16		ガラス工事	
17		塗装工事	
18		防水工事	
19		内装仕上工事	
20	○	機械器具設置工事	1
21		熱絶縁工事	
22		電気通信工事	
23		造園工事	
24		さく井工事	
25		建具工事	
26	○	水道施設工事	2
27		消防施設工事	
28		清掃施設工事	
29	○	解体工事	1

② 資格審査希望工種区分			③ 年間平均 完成工事高
番号	工種名	コード	(千円)
01	土木工事	01	71,500
02	建築一式工事	02	23,500
03	鋼橋上部工事	06	10,000
04	プレストレスト・コンクリート工事	07	12,000
05	法面処理工事	08	3,500
06	機械設備工事	09	63,000
07	水道施設工事	20	3,000
08	解体工事	21	1,500
09			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
合計			188,000

申請を希望する工種区分のみを記載してください。
記載する工種名及びコードについては、2ページのI3(1)の表を参照してください。

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

様式2-2（営業所一覧表）

※ 受付番号

※ 業者コード

営業所一覧表（建設工事）

番号		01				建設業許可業種																
営業所の名称		船越営業所				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	
営業所の代表者	役職	所長				2	1			2							2					
	フリガナ	ヤマダ		シロウ		※左欄にセイ、右欄にメイを記載																
	氏名	山田		四郎		※左欄に姓、右欄に名を記載																
営業所の所在地	郵便番号	028	-	1371																		
	都道府県	岩手県																				
	市区町村	下閉伊郡山田町																				
	町名番地	船越第6地割52番地8																				
連絡先	電話番号	0193	-	84	-	3232	(内線番号)	123														
	メールアドレス	yamada-funakoshi				@	juninsya.jp															
FAX : 0193-84-3097					ファックス番号がある場合は、余白部分に記載をお願いします。																	
番号		02				建設業許可業種																
営業所の名称						土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	
営業所の代表者	役職																					
	氏名					※左欄に姓、右欄に名を記載																
営業所の所在地	郵便番号																					
	都道府県																					
	市区町村																					
連絡先	電話番号																					
	メールアドレス																					

営業所の許可業種を記載してください。 ※本店と営業所で許可業種が異なることがありますので、よくご確認ください。

1 この様式には、契約締結権限を委任する営業所等について記載してください。なお、委任先（代理人）は1者に限りません。

2 営業所に契約締結権限を委任する場合は、委任先の営業所においても希望する工種区分に対応した建設業許可を有している必要があります。

3 この営業所一覧表を作成した際は、委任状（様式第1号）、使用印鑑届（様式第2号）を併せて提出してください。

※ 契約締結権限を営業所等の代理人に委任しない場合は、この様式は作成不要です。

記載要領

- 1 本表は、申請先地方公共団体の競争に参加するに当たって、本社（店）から受任する支店等営業所の状況について、申請日時点で作成すること。
- 2 「営業所の名称」欄には、経営事項審査を受けた建設業の許可を有する支店等営業所の名称を記載すること。
- 3 「電話番号」欄における市外局番、市内局番及び番号については、()を用いずに、数字のみを記載すること。
- 4 「メールアドレス」欄には、申請先地方公共団体からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。
- 5 「建設業許可業種」の欄には、経営事項審査を受けた建設業許可業種について、一般建設業の許可を受けている場合には「1」を、特定建設業の許可を受けている場合には「2」を記載すること。
- 6 「営業区域コード」欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコード（記載要領参照）を記載すること。
- 7 記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて2頁目以降を作成すること。

記載例 (様式第1号)

様式第1号

令和6年2月00日

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1(共通様式))」の記載内容と一致させてください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
商号又は名称 山田建設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 山田 太郎 実印

委任状

私は、下記により代理人を定め権限を委任します。

委任先(代理人)は1者に限ります。

記

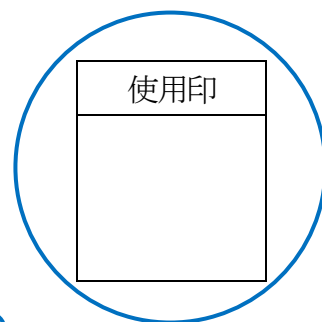
1 代理人 住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町船越第6地割52番地8
商号又は名称 山田建設株式会社 船越営業所
職・氏名 所長 山田 四郎

2 委任期間 令和6年7月1日 から 令和7年6月30日 まで

3 委任事項

委任期間は、資格者名簿の有効期間としてください。

- (1) 請負工事の入札及び見積に関する一切の権限
- (2) 工事請負契約の締結に関する一切の権限
- (3) 保証金の納付、還付請求及び領収に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金及び前払金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 請負工事の施工に関する一切の権限
- (6) 復代理人の選任及び解任に関する一切の権限
- (7) 工事完成保証に関する一切の権限
- (8) 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体における上記に関する一切の権限
- (9) その他上記に付随する一切の権限



入札、契約等に使用する代理人の印鑑を押印してください。

この様式は、入札・契約等の契約締結権限を営業所長等の代理人に委任する場合に提出してください。

本様式の提出に当たっては、委任先が希望する工種区分に対応した建設業許可を有していること及び上記の9項目全てを代理人に委任することが条件です。

※ 本様式に代えて、岩手県様式(指定書式(年間委任状))により作成しても差し支えありません。

使用印鑑届

令和6年2月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1(共通様式))」の記載内容と一致させてください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

商号又は名称 山田建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 山田 太郎 実印

私は、下記の印鑑を山田町との入札(見積)、契約の締結並びに代金の請求及び受領に使用したいのでお届けします。

記

契約書及び請求書に使用する印鑑を押印してください。

※ 契約締結権限を委任する場合は、「委任状(様式第1号)」の使用印(受任者印)を押印してください。

使用印

この様式は、次のいずれかに該当する場合に提出してください。

- ・ 入札、契約の締結等に使用する印鑑が実印(印鑑証明書の登録印)と異なる場合
- ・ 委任状(様式第1号)を提出する場合

記載例（様式第3号）

様式第3号

社会保険等の加入義務がないことの届出書

令和6年2月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

住所（所在地） 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
商号又は名称 山田建設
代表者職氏名 代表 山田 一郎 実印

次の理由により、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことについて届け出ます。

なお、この届出書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 雇用保険について

- 従業員がいないため、加入義務がありません。
- その他（理由を下記に記入してください）。

（理由）

<労働局等に確認した場合は、下記も記入してください>
年 月 日に関係機関「
上記理由により加入義務がないことを確認しました。

この様式は、総合評価値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」において「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかの数値等が「無」となっている場合において、社会保険等の加入義務がない場合に作成してください。

2 記載項目については、「無」となっている社会保険等についてのみ記載してください。

※この記載例は、個人事業者が申請する場合で作成しています。

2 健康保険について

- 従業員5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。
- その他（必ず理由を下記に記入してください）

（理由）

全国建設工事業国民健康保険組合（建設国保）に加入していることにより適用除外の扱いとなるため。
<年金事務所等に確認した場合は、下記も記入してください>
令和6年1月〇〇日に関係機関「 **日本年金機構 宮古年金事務所** 」に
上記理由により加入義務がないことを確認しました。

3 厚生年金保険について

- 従業員5人未満の個人事業所であるため、加入義務がありません。
- その他（必ず理由を下記に記入してください）

（理由）

<年金事務所等に確認した場合は、下記も記入してください>
年 月 日に関係機関「
上記理由により加入義務がないことを確認しました。

※該当する保険の□欄にチェックしてください。

証 明 願

令和6年2月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

所在地、会社名を記入し、山田町役場税務課にて証明を受けてください。（願出人欄の押印は不要です。）

法人の代表者が山田町に住所を有している場合は、代表者個人分についても証明を受けてください。

願出人 所在地（住所）

山田町八幡町3番20号

会社名（氏名）

山田建設株式会社
代表取締役 山田 太郎

願出人にかかる町税は、滞納がないことを証明願います。

上記願出のとおり滞納がないことを証明する。

令和 年 月 日

山田町長 佐藤 信逸

山田町の町税の納税義務がある場合は、本様式を作成し、証明を受けた上で提出してください。

※ 山田町内に本店又は営業所を有する申請者は必ず提出してください。

工 事 経 歴 書

希望する工種区分 **機械設備** 工事

商号又は名称 **山田建設(株)**

注 文 者	元 請 又 は 下 請 の 区 分	工 事 名	工事場所のある都道府 県名及び市町村名	請負代金の額 千円	着 工 年 月	工 事 内 容
					完成(予定)年月	
国土交通省東北地方 整備局	元請	〇〇川〇〇閘門ゲート開閉 装置整備工事	宮城県仙台市	350,000	R2年 8月	駆動機器類更新 一式 開度計更新 一式
					R3年 3月	
岩手県	元請	〇〇流域下水道〇〇汚水中 継ポンプ場改修工事	盛岡市	65,000	R3年 11月	ポンプ更新 一式
					R4年 3月	
(株)日本機械設備	下請	〇〇地区清掃工場新築工事	山田町	52,000	R3年 4月	溶融設備コンベア製作及び 設置 一式
					R4年 11月	
					年 月	
<p>1 この様式は、「機械設備工事」「グラウト工事」「ボーリング工事」「標識設置工事」「鋼工作物工事」のいずれかの工種区分を希望する場合(完成工事高が 経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。)に、希望する工種区分ごとに作成してください。その他の工種区分については作成不要です。</p> <p>2 作成が必要になる場合及び記載方法の詳細は、27 ページの「様式第4号・様式第5号記載要領」を参照してください。</p> <p>3 本様式に代えて、岩手県様式第3号により作成しても差し支えありません。</p>					年 月	
					年 月	
					年 月	

記載要領

- この表は、申請する工種区分の年間平均完成工事高に他の建設工事の年間平均完成工事高を合算することを希望する場合又は申請する工種区分に対応する建設工事の工事内容に限定のある場合に、希望する工種区分ごとに作成すること。
- この表は、申請書を提出する日の前年10月1日の直前2年(3年)の営業年度に完成又は着工した工事で、官公庁発注に係る元請工事及び下請工事の主な工事について記載すること。なお、官公庁発注工事の経歴がない場合は、民間工事について主な工事を記載すること。(未完成工事を含む。)
- 工事名の欄には、請け負った工事が何の工事かわかるように具体的な工事の名称を請負契約書の工事名等により記載すること。
- 下請工事については、注文者の欄には直接注文をした元請負人の商号又は名称を記載し、工事名の欄には下請工事の名称を記載すること。
- 工事内容の欄には、請け負った工事が何の工事かわかるように施工延長、施工面積、構造等について簡略に記載すること。

希望する工種区分の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高

商号又は名称 **山田建設 (株)**

希望する工種区分	注文者の区分	直前2年 (3年) の各営業年度の決算に基づく工事施工金額			直前2年間 (3年間) の年間平均完成工事高
		前々々の営業年度	前々の営業年度	直前の営業年度	
		自 年 月 至 年 月	自 R 3年 7月 至 R 4年 6月	自 R 4年 7月 至 R 5年 6月	
機械設備 工事 (機械器具設置工事)	官公庁	千円	千円	千円	千円
	民間		10,000	8,000	9,000
	計		6,000	12,000	9,000
機械設備 工事 (鋼構造物工事)	官公庁		16,000	20,000	18,000
	民間		20,000	60,000	40,000
	計		4,500	5,500	5,000
工事	官公庁		24,500	65,500	45,000
	民間				
	計				
その他の工事	官公庁		100,000	80,000	90,000
	民間		34,500	35,500	35,000
	計		134,500	115,500	125,000
合 計	官公庁		130,000	148,000	139,000
	民間		45,000	53,000	49,000
	計		175,000	201,000	188,000

上段に希望する「工種区分」を記載し、下段に建設業法上の「建設工事の種類」を括弧書きで記載してください。

「機械設備工事」「グラウト工事」「ボーリング工事」「標識設置工事」「鋼工作物工事」以外の工事については、この欄で合算して計上してください。

合計欄の計は、総合評定値通知書の完成工事高合計と一致させてください。

記載要領

- この表は、申請する工種区分に対応する建設工事の工事内容に限定のある場合に作成すること。
- この表は、完成工事の請負代金の消費税を含まない額を記載すること。
- この表は、経営事項審査の年間平均完成工事高の合計と一致すること。
- 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記載すること。

- この様式は、「機械設備工事」「グラウト工事」「ボーリング工事」「標識設置工事」「鋼工作物工事」のいずれかの工種区分を希望する場合(完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。)に作成してください。作成が必要になる場合及び記載方法の詳細は、次ページの「様式第4号・様式第5号記載要領」を参照してください。
- 本様式に代えて、岩手県様式第4号により作成しても差し支えありません。

様式第4号・様式第5号記載要領

- 1 工事経歴書（様式第4号）及び希望する工種区分の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高（様式第5号）の作成が必要となる「希望する工種区分の完成工事高が、経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から直接確認できない場合」とは、次の(1)、(2)に掲げる例のとおりです。
 - (1) 「機械設備工事」「グラウト工事」「ボーリング工事」「標識設置工事」「鋼工作物工事」のいずれかを申請する場合。ただし、次のア、イに掲げる場合は、経営事項審査の総合評定値通知書の記載内容から完成工事高を直接確認できるので、本様式の提出は不要です。
 - ア 機械設備工事について、機械器具設置工事の完成工事高のみにより申請する場合
 - イ ボーリング工事について、さく井工事の完成工事高のみにより申請する場合
 - (2) 機械設備工事又はグラウト工事の年間平均完成工事高に、合算が認められる他の建設工事（清掃施設工事又は土木一式工事）の年間平均完成工事高を合算することを希望する場合
- 2 工事経歴書（様式第4号）には、直前2年（3年）の各営業年度内及び申請書を提出する日までに着工した元請工事を中心に主な工事について記載してください。元請工事がない場合は下請工事でも構いません。

なお、受注した全ての工事を記載する必要はありません。
- 3 希望する工種区分に対応した工事内容は、次により記載してください。
 - (1) 機械設備工事
 - ア 対応する工事内容に限定がある場合
鋼構造物工事の工事経歴のうち、水閘門の名称、規模、構造等
 - イ 完成工事高を合算する場合
清掃施設工事の工事経歴のうち、ごみ処理施設及びし尿処理施設の機械設備等の名称、規模、構造等
 - (2) グラウト工事
 - ア 対応する工事内容に限定がある場合
とび・土工・コンクリート工事の経歴のうち、グラウト工事に類する薬液注入等を施工した構造物の名称、規模、施工方法等
 - イ 完成工事高を合算する場合
土木一式工事の経歴のうち、大部分がグラウト工事の内容である薬液注入等を施工した構造物の名称、規模、施工方法等
 - (3) ボーリング工事
とび・土工・コンクリート工事の経歴のうち、ボーリング工事に類する施工をした地すべり対策工事等で、集排水、さく井等の別、施工延長等
 - (4) 標識設置工事
とび・土工・コンクリート工事の経歴のうち、交通標識、道路標識、観光案内標識等の名称、設置数等
 - (5) 鋼工作物工事
鋼構造物工事の工事経歴のうち、鋼橋上部及び機械設備工事に該当しない、鉄塔工事、鋼製スノーシェッドその他工作物の名称、製作規模等

技術職員名簿

商号又は名称 **山田建設(株)**

No.	氏名	生年月日	有資格区分コード					実務経験者業種コード		監理技術者資格者証番号	経営業務の管理責任者	営業所の専任技術者
1	山田 太郎	S30.10.10	113	120						0000000000	○	
2	宮古 二郎	S40.11.11	113	001			02	08		0000000000		○
3	釜石 三郎	S50.12.12	137	147	002	230	155	20		0000000000		○
			256	169								
4	山田 五郎	S60. 1. 1	221									
5	大槌 六郎	H5. 2. 2	214	005								
<p>1 この様式は、様式下部の「記載要領」に基づき作成してください。全ての申請者が提出する書類となります。</p> <p>2 生年月日の元号コード、有資格区分コード及び実務経験者業種コードについては、39 ページから 42 ページの資料「技術職員名簿(様式第6号)記載コード一覧表」を参照してください。</p> <p>3 申請書を提出する日までに資格証明書(免状)等が交付されていない技術者については、記載できません。</p> <p>4 1人の技術者が資格を多数有しているため1行で記載しきれない場合は、複数行使用し、有する全ての資格のコードを記載してください。</p> <p>5 本様式に代えて、岩手県様式第5号により作成しても差し支えありません。</p>												

記載要領

- この表は、希望する工種区分に対応する国家資格等を有する技術者について、申請書を提出する日の属する年の1月31日の状況で記載すること。
- 入札参加資格を有する主たる営業所又は契約締結権限を委任する営業所等に所属している技術者を記載すること。
- No.の欄には、通し番号を記載すること。

アスファルトプラント保有状況調書

商号又は名称 **山田建設 ㈱**

番号	アスファルトプラント 所在地	保有形態 (該当するものに○)	備考 (添付書類)
1	山田町八幡町3番20号	(1) 直接保有 (2) 子会社保有 (3) 共同運営	<p>■保有形態が「直接保有」の場合</p> <p>① アスファルトプラントの所有状況及び所在地が確認できる資料（登記事項証明書等）</p> <p>② アスファルトプラントの写真</p> <p>■保有形態が「子会社が保有」の場合</p> <p>① アスファルトプラントの所有状況及び所在地が確認できる資料（登記事項証明書等）</p> <p>② アスファルトプラントの写真</p> <p>③ 親会社・子会社の関係が確認できる子会社の出資者（株主）調書</p> <p>■保有形態が「共同運営」の場合</p> <p>① アスファルトプラントの所有状況及び所在地が確認できる資料（登記事項証明書等）</p> <p>② アスファルトプラントの写真</p> <p>③ アスファルトプラントの運営に係る協定書等</p>
2		(1) 直接保有 (2) 子会社保有 (3) 共同運営	

記載要領

舗装工事に申請しようとする者で、山田町、宮古市、岩泉町、田野畑村、釜石市又は大槌町に稼働中のアスファルトプラントを保有しているものは提出すること。

保有形態に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

経営規模等総括表

受付番号	※	共同企業体、協業組合又は事業協同組合の名称	やまだ経常建設共同企業体							
希望工種区分等	単 位	構成員（組員）名及び直前2年間の年間平均完成工事高						計又は平均		数 値
		代表者 山田建設(株)	(株)八幡土木	(株)中央建設						
土木 工事	千円	156,240	9,219	88,005				計	253,464	※
工事	千円							計		※
工事	千円							計		※
工事	千円							計		※
その他の工事	千円							計		
合計	千円	156,240	9,219	88,005				計	253,464	
自己資本額	千円	17,179	224,868	60,513				計	302,560	※
技術職員の数	人	7	6	17				計	30	※
技術職員以外の職員数	人	1	2	2				計	5	※
営業年数	年	22	37	38				平均	32	※
流動比率	%							平均	※	※
自己資本固定比率	%	31.058	215.875	23.925				平均	※	※
総資本純利益率	%	24.417	11.557	8.030				平均	※	※
									数 値 計	※

この様式は、経常建設共同企業体、協業組合又は事業協同組合として申請する場合に作成してください。

資本関係・人的関係調書

令和6年2月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査
申請書(様式1(共通様式))」の記載内
容と一致させてください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書
の登録印としてください。

住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

商号又は名称 山田建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 山田 太郎 実印

このことについて、山田町に対して競争入札参加資格の申請を行っている（競争入札参加資格を有している）資本関係・人的関係を有する他の会社は、下記のとおりです。

記

1 資本関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 （どちらかに○をすること。）

(1) 親会社等（会社法第2条第4号の規定によるもの）

本店住所	岩手県下閉伊郡山田町八幡町〇番〇号
商号又は名称	山田産業株式会社
本店電話番号	0193-82-〇〇〇〇

(2) 子会社等（会社法第2条第3号の規定によるもの）

本店住所	岩手県下閉伊郡山田町八幡町△番△号
商号又は名称	山田コンサルタント株式会社
本店電話番号	0193-82-△△△△

2 人的関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 （どちらかに○をすること。）

役 職	氏 名	兼任先の商号又は名称	兼任先役職
代表取締役	山田 太郎	山田産業株式会社	常務取締役

1 該当がない場合でも必ず作成し、提出してください。

2 該当有りとなる基準については、次ページの「様式第9号記載要領」を参照してください。

3 記載欄が足りない場合は、本様式の2枚目以降を作成してください。

様式第9号記載要領

1 資本関係・人的関係調書（様式第9号）は、資本関係・人的関係の有無にかかわらず、全ての申請者が提出してください。

2 資本関係・人的関係とは、次の(1)、(2)をいいます。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※親会社、子会社の定義

（会社法 抜粋）

第2条第3号（子会社の定義）

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

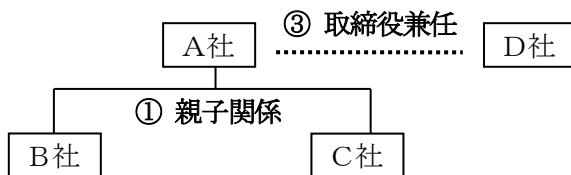
第2条第4号（親会社の定義）

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

※役員定義

- 1 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- 2 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- 3 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- 4 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

（イメージ図）



② 親会社が同じ子会社同士

該当基準

- ① 親会社と子会社の2者
- ② 親会社を同じくする子会社同士
- ③ 役員兼任等

凡例

—— 資本関係のつながりあり

..... 役員等の兼任あり

※ ①、②について、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。

※ ③について、会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。

※ 必ずこの様式(山田町様式)を使用してください。

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1(共通様式))」の記載内容と一致させてください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

商号又は名称 山田建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 山田 太郎 実印

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

私は、山田町が山田町暴力団排除条例（平成25年山田町条例第8号。以下「条例」という。）に基づき、公共工事の発注、物品の購入その他の町の事務により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別記の記載事項を読み了承した上で、下記事項について誓約します。

記

- 私は、条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、山田町から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。
- 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、本誓約書、入札参加資格審査申請書その他の書類の全部または一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を宮古警察署等に提供することに同意します。
- 宮古警察署等からの通報又は山田町からの照会に対する宮古警察署等からの回答により、私が本誓約書1に該当することが確認された場合は、各資格等規程の定めるところに従い、入札参加資格の不認定又は取消しを受けるとともに、その他の排除措置に従います。

役員等一覧

令和6年2月〇〇日

役職	氏名	氏名のカナ (カタカナ)	性別 (男・女)	生年月日 (大正T, 昭和S 平成H, 令和R)	住所
代表取締役	山田 太郎	ヤマダ タロウ	男	S35.5.1	山田町八幡町3-20
取締役	山田 一郎	ヤマダ イチロウ	男	S42.7.6	山田町船越6-52-8
監査役	岩手 花子	イワテ ハナコ	女	S40.1.1	山田町豊間根3-177-4
<p>法人の場合は、監査役も含めた登記されている全ての役員を記載してください。 役員が多いため、本様式の枠内に書ききれない場合は、枠内に「別紙のとおり」と記入した上で、別紙(様式第10号関係)「役員の一覧表」に記載してください。</p>					

注1 この表には、次に該当する者について記載してください。

(1) 法人にあつては、登記されている全ての役員（辞任・退任した役員は記載不要）

(2) 個人にあつては、その者（事業主）

注2 記載された個人情報、宮古警察署等に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

注3 記入欄が不足する場合は、別紙（様式第10号関係）を使用してください。

災害緊急時活動実施報告書

住所（所在地） **山田町八幡町3番20号**

商号又は名称 **山田建設株式会社**

代 表 者 **代表取締役 山田 太郎**

下記の活動を行いましたので、報告します。

記

災害等の種類 (いずれかを○で囲んでください。)	豪雨・暴風・ 台風 ・地震・大雪 その他 ※具体的に記入してください。 ()		
実施期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
実施場所	下閉伊郡山田町 〇〇 地内 (〇〇川)		
実施内容 (いずれかの番号を○で囲み、実施内容を括弧内に具体的に記入してください。)	1 パトロール 2 時間外待機 3 人道支援 4 災害応急工事 (災害査定前に施工したものに限る。) 5 災害時障害物除去 6 家畜伝染病対応 (令和〇〇年〇〇月の台風第〇〇号に係る〇〇川の増水に備え、本 社に〇〇人を待機させるとともに、〇〇地区のパトロールを実施した。)		
上記の内容に相違ないことを証明します。 年 月 日			
所 属 職 名 氏 名			
この様式は、山田町に本店を有する申請者のみが作成するものとなります。 証明欄以外の部分を記載し、関係機関から証明印を受けてください。			
※ 本様式に代えて、岩手県様式第7号により作成しても差し支えありません。			

注 この報告書は、町営建設工事請負資格審査の申請において、審査資料として使用するものです。

記載例（様式第12号）

様式第12号

地域貢献活動実施報告書

住所（所在地） **山田町八幡町3番20号**
 商号又は名称 **山田建設株式会社**
 代表者 **代表取締役 山田 太郎**

下記の活動を行いましたので、報告します。

記

実施内容 (具体的に記入してください。)	〇〇地区の道路、河川、公園、カーブミラーの清掃	
実施時期	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
実施場所	下閉伊郡山田町 〇〇 地内	
実施確認書類	写真、新聞記事	
契約担当者記入欄 ※記入しないでください。		

活動内容を具体的に記載してください。
 加点対象となる活動については、7ページの「技術等評価点(主観的事項に係る評価点)の評価項目及び評点」の表中(3)及び13ページの「追加項目等一覧」の7を参照してください。

上記申告内容に相違ないことを証明します。
 年 月 日

証明者

印

注1 実施したことがわかる書類（パンフレット、写真等）を添付すること。

注2 この報告書は、町営建設工事請負資格審査の申請において、審査資料として使用するものです。

- 1 この様式は、山田町に本店を有する申請者のみが作成するものとなります。
- 2 証明欄以外の部分を記載し、関係機関から証明印を受けてください。
- 3 確認資料として、活動内容がわかる書類を必ず添付してください。
- 4 本様式に代えて、岩手県様式第8号により作成しても差し支えありません。

記載例（様式第13号）

様式第13号

消防団員雇用状況確認書

山田町消防団長 様

所属している消防団の市町村名を記載してください。

住所（所在地） 山田町八幡町3番20号
商号又は名称 山田建設株式会社
代 表 者 代表取締役 山田 太郎

山田町が発注する町営建設工事の競争入札参加資格審査の申請に当たり、下記の者が消防団員として任命されていることを証明くださるようお願いいたします。

記

No.	氏 名	住 所	生 年 月 日
1	山田 一郎	山田町〇〇・・・	S42.7.6
2	宮古 二郎	山田町〇〇・・・	S40.1.5
3			
4	消防団員に任命されている従業員（代表者、役員等を含む。）の氏名・住所・生年月日をこの欄に記載してください。		
5			

注 上記の内容は、申請者が記載してください。

証明欄（所属消防団記載）

上記記載の内容に相違ないことを証明します。

年 月 日

消防団長

印

この様式は、山田町に本店を有する申請者のみが作成するものとなります。
証明欄以外の部分を記載し、所属している市町村の消防団長から証明印を受けてください。

※ 本様式に代えて、岩手県様式第9号により作成しても差し支えありません。

建設業従事職員名簿

商号又は名称 山田建設

No.	氏名	生年月日	採用年月日	摘要
1	山田 一郎	S42. 7. 6	H3. 4. 1	事業主
2	宮古 二郎	S40. 1. 5	H10. 10. 1	
3	岩泉 三郎	H13. 4. 7	R5. 4. 1	新卒者雇用
4	釜石 四郎	H7. 10. 21	R2. 4. 1	
5	山田 花子	S48. 3. 15	H12. 4. 1	事業専従者
6				
7				
8				
9				
10				

「新規学卒者の継続雇用」の対象者である場合は、摘要欄にその旨を表示するとともに、留意点3後段に掲げる確認書類を添付してください。

個人事業者の場合は、対象者の摘要欄に事業主と事業専従者の表示をしてください。

留意点

- 1 申請書を提出する日の属する年の1月31日における建設業に従事する職員を記載すること。（対象者は、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者。法人にあっては常勤の役員を、個人にあってはその事業主を含む。）
- 2 記載できる従事職員は、給与又は報酬の支払いがあること。
- 3 記載する従事職員が「新規学卒者の継続雇用」の対象者である場合は、摘要欄にその旨を記載するとともに、確認資料として対象者の卒業（修了）証書又は卒業（修了）証明書の写し及び雇用関係を証明する書類の写しを添付すること。
- 4 申請者が個人事業者である場合は、事業主と事業専従者について、該当者の摘要欄にその旨を記載すること。
- 5 記載欄が不足する場合は、同一の様式を用いて2枚目以降を作成すること。

この様式は、山田町に本店を有する申請者のみが作成するものとなります。
本様式上の「留意点」をよく確認し、作成してください。
※ この記載例は、個人事業者が申請する場合で作成しています。

一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書変更届

令和6年4月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

申請者欄は「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1(共通様式))」の「申請者」欄の記載内容と一致させてください。

ただし、「住所(所在地)」「商号又は名称」「代表者職氏名」に変更があった場合は、変更後の内容で記載してください。

押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

申請者 住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
 商号又は名称 山田建設株式会社
 代表者職氏名 代表取締役 山田 一郎 実印

担当者 所 属 営業課
 職・氏名 事務 山田 花子
 電話番号 0193-82-3111

先に提出しています町営建設工事に係る一般競争 (指名競争) 参加資格審査申請書の記載事項が、次のとおり変更となりましたので、関係書類を添えて届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者	山田 太郎	山田 一郎	令和6年4月1日
営業所の専任技術者	山田 一郎	山田 次郎	令和6年4月1日
<p>異動等により当初の申請内容に変更が生じた場合には、本様式に当該変更内容を記載し、下記の添付書類とともに速やかに山田町役場財政課まで提出してください。</p>			

※添付書類

変更事項	添 付 書 類
商号又は名称	・登記事項証明書 (商業・法人登記) (写し可) ・印鑑証明書(写し可)及び使用印鑑届(様式第2号) (登録印鑑が変更の場合)
所 在 地	・登記事項証明書 (商業・法人登記) (写し可) (本店又は登記されている営業所等の所在地が変更の場合)
代 表 者	・登記事項証明書 (商業・法人登記) (写し可) (法人の代表者が変更の場合) ・印鑑証明書(写し可)及び使用印鑑届(様式第2号) (登録印鑑が変更の場合) ・町税の滞納がないことの証明書 (証明願) (代表者の住所が山田町内の場合)
委 任 関 係	・委任状 (様式第1号)
使 用 印 鑑	・印鑑証明書 (写し可) 及び使用印鑑届 (様式第2号)
建 設 業 許 可	・建設業許可通知書の写し ・変更届出書 (様式第22号の2) の写し (営業所の許可業種が変更の場合)
技 術 職 員	・技術職員名簿 (様式第6号) ・変更届出書 (様式第22号の2) の写し、専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し(営業所の専任技術者が変更の場合)
資本関係・人的関係	・資本関係・人的関係調書 (様式第9号)
電話番号・FAX番号	・添付書類不要で上記欄に記入
その他の事項	・その他指示する書類

資料 技術職員名簿（様式第6号）記載コード一覧表

注意事項

- (1) 申請書を提出する日までに資格証明書（免状）等が交付されていない技術者については、記載できません。
- (2) 「生年月日」欄の年号は、次のコードを使用してください。

年号コード	年号	年号コード	年号
T	大正	H	平成
S	昭和	R	令和

- (3) 「有資格区分コード」は、次の一覧から該当のコードを記載してください。

有資格区分コード	資格区分
001	法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後高卒5年又は大卒3年の実務経験）
002	法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）
003	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）[大臣認定者]
004	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）[大臣認定者]
005	監理技術者補佐（担当する業種について主任技術者となる資格を有し1級技士補である者、監理技術者となる資格を有する者。）

建設業法	111	1級建設機械施工管理技士
	212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）
	113	1級土木施工管理技士
	214	2級土木施工管理技士（土木）
	215	2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
	216	2級土木施工管理技士（薬液注入）
	120	1級建築施工管理技士
	221	2級建築施工管理技士（建築）
	222	2級建築施工管理技士（躯体）
	223	2級建築施工管理技士（仕上げ）
	127	1級電気工事施工管理技士
	228	2級電気工事施工管理技士
	129	1級管工事施工管理技士
	230	2級管工事施工管理技士
	131	1級電気通信工事施工管理技士
	232	2級電気通信工事施工管理技士
	133	1級造園施工管理技士
234	2級造園施工管理技士	
建築士法	137	一級建築士
	238	二級建築士
	239	木造建築士
技士法	141	建設・総合技術監理（建設）
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）
	145	機械・総合技術監理（機械）

技 術 士 法	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）	
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）	
電 気 工 事 士 法	155	第一種電気工事士	
	256	第二種電気工事士	3年
電 気 事 業 法	258	電気主任技術者（第一種～第三種）	5年
電 気 通 信 事 業 法	259	電気通信主任技術者	5年
水 道 法	265	給水装置工事主任技術者	1年
消 防 法	168	甲種消防設備士	
	169	乙種消防設備士	
職 業 能 力 開 発 促 進 法	171	建築大工（1級）	
	271	建築大工（2級）	3年
	164	型枠施工（1級）	
	264	型枠施工（2級）	3年
	172	左官（1級）	
	272	左官（2級）	3年
	157	とび・とび工（1級）	
	257	とび・とび工（2級）	3年
	173	コンクリート圧送施工（1級）	
	273	コンクリート圧送施工（2級）	3年
	166	ウェルポイント施工（1級）	
	266	ウェルポイント施工（2級）	3年
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）	
	274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（2級）	3年
	175	給排水衛生設備配管（1級）	
	275	給排水衛生設備配管（2級）	3年
	176	配管・配管工（1級）	
	276	配管・配管工（2級）	3年
	170	建築板金「ダクト板金作業」（1級）	
	270	建築板金「ダクト板金作業」（2級）	3年
177	タイル張り・タイル張り工（1級）		
277	タイル張り・タイル張り工（2級）	3年	
178	築炉・築炉工（1級）・れんが積み		
278	築炉・築炉工（2級）	3年	

職業能力開発 促進法	179	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工	
	279	ブロック建築・ブロック建築工（2級）	3年
	180	石工・石材施工・石積み（1級）	
	280	石工・石材施工・石積み（2級）	3年
	181	鉄工・製罐（1級）	
	281	鉄工・製罐（2級）	3年
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（2級）	3年
	183	工場板金（1級）	
	283	工場板金（2級）	3年
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）	
	284	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級）	3年
	185	板金・板金工・打出し板金（1級）	
	285	板金・板金工・打出し板金（2級）	3年
	186	かわらぶき・スレート施工（1級）	
	286	かわらぶき・スレート施工（2級）	3年
	187	ガラス施工（1級）	
	287	ガラス施工（2級）	3年
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）	
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（2級）	3年
	189	建築塗装・建築塗装工（1級）	
	289	建築塗装・建築塗装工（2級）	3年
	190	金属塗装・金属塗装工（1級）	
	290	金属塗装・金属塗装工（2級）	3年
	191	噴霧塗装（1級）	
	291	噴霧塗装（2級）	3年
	167	路面標示施工	
	192	畳製作・畳工（1級）	
	292	畳製作・畳工（2級）	3年
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）	
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）	3年
	194	熱絶縁施工（1級）	
294	熱絶縁施工（2級）	3年	
195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級）		
295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）	3年	
196	造園（1級）		
296	造園（2級）	3年	
197	防水施工（1級）		

職業能力開発 促進法	297	防水施工（2級）	3年
	198	さく井（1級）	
	298	さく井（2級）	3年
その他	061	地すべり防止工事士	1年
	040	基礎施工士（基礎ぐい工事）	
	062	建築設備士	1年
	063	計装士	1年
	060	解体工事施工技士	
	199	舗装施工管理技術者（1級）	
	299	舗装施工管理技術者（2級）	
	399	舗装診断士	
	064	登録基幹技能者	

備考 資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。

(5) 「実務経験者業種コード」欄

実務経験年数により技術者として認められている場合は、次の表から該当する業種コードを記入してください。

業種コード	建設工事の種類
01	土木一式工事
02	建築一式工事
05	とび・土工・コンクリート工事
08	電気工事
09	管工事
11	鋼構造物工事
13	舗装工事
14	しゅんせつ工事
17	塗装工事
18	防水工事
20	機械器具設置工事
22	電気通信工事
23	造園工事
24	さく井工事
26	水道施設工事
27	消防施設工事
29	解体工事

〇〇經常建設共同企業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇經常建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市（〇〇郡）〇〇町〇〇番地に置く。

（成立及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、2年とする。ただし、2年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市（〇〇郡）〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市（〇〇郡）〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領に関する権限並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌した上で、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織の編成、工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当）

第13条 決算の結果、利益が生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担）

第14条 決算の結果、欠損金が生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負

担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認（以下「発注者等の承認」という。）がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項に規定する発注者等の承認を得て脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成させなければならない。

3 第1項に規定する発注者等の承認を得て、構成員のうち脱退した者がある場合における残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行なうものとする。ただし、決算の結果、欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から当該構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益が生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において、重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。この場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

2 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書の定めのない事項)

第21条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇〇者は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証として本協定書〇通を作成し、それぞれに構成員が記名捺印し、各自保有するものとする。

年 月 日

構成員 〇〇県〇〇市（〇〇郡）〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

構成員 〇〇県〇〇市（〇〇郡）〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

〇〇経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

山田町発注の〇〇〇〇〇〇工事における〇〇経常建設共同企業体協定書第8条の規定による当企業体の構成員の出資の割合を次のとおり定める。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社ほか〇者は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証として本協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自保有するものとする。

年 月 日

〇〇経常建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩